

日本スポーツマスターズ2022岩手大会における 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

- ※ 本ガイドラインは、「日本スポーツマスターズ開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）に基づき、「岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年5月30日改定）」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）、各中央競技団体等が定めるガイドライン等を参考に、日本スポーツマスターズ2022岩手大会の開催に向け、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑え、安全・安心な大会運営とすることを目的に作成しました。
- ※ 本ガイドラインの事項について、日本スポーツマスターズ2022岩手大会の開催における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の全てを網羅しておらず、信頼できる関係機関が発信する情報を常に確認していただき、十分な対策を講じてください。
- ※ なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況に応じて、随時、必要な改正を行ってまいります。

日本スポーツマスターズ2022岩手大会実行委員会

【第1版】 令和4年8月5日

1 目的

本ガイドラインは、日本スポーツマスターズ2022岩手大会（以下「大会」という。）の開催に当たって新型コロナウイルスの感染防止のため、大会における各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、各主体において実施すべき標準的な対策を取りまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

2 対象競技

本ガイドラインは、大会実施競技を対象とする。

3 共通予防対策

大会の開催に当たり、全ての参加者個人が、感染予防対策を確実に実施することが感染拡大防止の基本である。次の事項を感染予防対策の基本とし、各競技団体においては、競技固有の特性に応じた予防対策の確実な実行に向けて準備・運営に当たる。

〈大会における共通予防対策〉

- ・手指衛生の励行
- ・競技及びウォームアップ実施時以外、常時マスクの着用
- ・ソーシャルディスタンスの確保
- ・「3密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避
- ・競技会場敷地内の禁煙
- ・毎日の健康と行動の記録（体調管理アプリ「GLOBAL SAFETY」（以下「体調管理アプリ」という。）の利用又は体調管理チェックシート）の事前提出、必要に応じた事後報告
- ・体調不良の場合（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常等）の参加自粛
- ・大声での声援、掛け声、会話は行わないこととし、応援は拍手を奨励
- ・岩手県の「もしサポ岩手」及び厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」の利用推奨
- ・大会期間中の会食の自粛・食事中的会話の自粛
- ・選手、関係者、観客等のゾーニング確保・エリアコントロールの徹底
- ・諸室、共用物品の消毒の徹底
- ・大会参加に当たり不安がある場合、参加自粛
- ・参加する選手、監督、大会関係者に対して大会実施前にPCR検査、抗原検査及びワクチン接種の推奨

4 役割分担

(1) 実行委員会

ア 本ガイドラインを作成し、関係者へ周知を行う。

イ 大会実施本部において、関係者への情報提供、行政や医師会との連携等を行い、競技会前後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等に伴う大会や競技会の運営に関わる一切の業務を取り仕切ることとし、関係者に対して、連絡先を明示する。

(2) 競技団体

ア 参加者（競技役員、競技補助員）の体調把握を行う。

イ 本ガイドライン及び各中央競技団体が定めるガイドラインに基づき、会場市町と連携し、適切な感染防止策を講じた競技運営を実施する。

ウ 大会関係者及び参加者の体調把握を体調管理アプリ又は体調管理チェックシートにより行う。

(3) 会場市町

- ア 参加者（物販、おもてなし運営者）の体調把握を行う。
- イ 本ガイドラインに基づき、競技団体と連携し、適切な感染防止策を講じた競技運営を実施する。
- ウ 大会関係者及び参加者の体調把握を体調管理アプリ又は体調管理チェックシートにより行う。

(4) その他（共通事項）

参加者は、岩手県の「もしサポ岩手」及び厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」を活用することが望ましい。

5 参加者において遵守すべき事項

(1) 監督、選手（チームスタッフを含む。）

- ア 体調管理アプリ又は体調管理チェックシートにより、競技会参加日の14日前からの健康状態を確認すること。
- イ 期間中は毎日検温を実施し、チーム代表者（監督、指導者）は、全員分の体調管理アプリ又は体調管理チェックシートの記載内容を常に把握、管理した上で、実行委員会や競技団体等からの求めがあった場合、速やかにその内容を提出する。
- ウ 入場時には、非接触型体温計による検温を受けること。
- エ 大会参加後は、会場地を出た翌日から14日間、体調管理アプリ又は体調管理チェックシートにより健康状態を確認すること。
- オ 競技会場内での移動や待機時は、マスクを着用すること。

(2) 大会役員・本部役員、競技役員、競技補助員、審判員、運営スタッフ、ボランティア等

- ア 体調管理アプリ又は体調管理チェックシートにより、競技会参加日の14日前からの健康状態を確認すること。
- イ 期間中は毎日検温を実施し、実行委員会や競技団体等からの求めがあった場合、速やかにその内容を提出する。
- ウ 入場時には、非接触型体温計による検温を受けること。
- エ 大会参加後は、会場地を出た翌日から14日間、体調管理アプリ又は体調管理チェックシートにより健康状態を確認すること。
- オ 競技会場内では競技運営に支障が生じる場合を除き、マスクを着用し、設置された消毒液やこまめな手洗い等による手指衛生の徹底を図ること。

(3) 報道員

- ア 氏名及び連絡先の提出等、競技会運営者の要請に協力すること。
- イ 体調管理アプリ又は体調管理チェックシートにより、競技会参加日の14日前からの健康状態を確認すること。
- ウ 期間中は毎日検温を実施し、実行委員会や競技団体等からの求めがあった場合、速やかにその内容を提出する。
- エ 入場時には、非接触型体温計による検温を受けること。
- オ 大会参加後は、会場地を出た翌日から14日間、体調管理アプリ又は体調管理チェックシートにより健康状態を確認すること。
- カ 取材日ごとに受付を行うとともに、報道員 ID、報道員ビブス又は自社腕章を着用すること。
- キ 取材人員は、出来る限り少なくし、囲み取材・インタビューは、競技者同意のもと、ソーシャルディスタンスを確保し実施すること。
- ク 競技会場内では常時マスクを着用すること。

(4) 観客

- ア 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか常に確認し、確認された場合は来場しないこと。
- イ 会場地に向け自宅（または準ずる拠点地）を出発する前に検温を行うこと。
- ウ 競技会場への入場時、非接触型体温計による検温を受けること。その他、係員からの質問があった場合は、応答すること。
例：「7日間以内の体調不良の有無」、「同居家族や身近な知人に感染が疑われる者の有無」
- エ 係員から体調管理チェックシート等の記入（記録）・提出の要請があった場合は協力すること。
- オ 隣席の観客との距離（できるだけ2m、最低1m）を空けること。
- カ 観覧の際は指定されたエリア内に着席し、可能な限り座席位置や競技会場内での行動を記録するよう心掛けること。
- キ 大声での声援、掛け声、会話は行わないこととし、応援は拍手で行うこと。

6 会場内において実施すべき事項

(1) 全般

- ア 会場出入口や更衣室など、随所に消毒液を配置する。
- イ 感染拡大防止を呼び掛ける場内アナウンスや係員の呼びかけをこまめに行う。
- ウ 競技運営に支障がない範囲で、換気の悪い密閉空間とならないよう、換気設備の適切な運転・点検を行う。換気設備が十分でない場所や人が密集しやすい場所（更衣室、トイレなど）は、十分留意する。

(2) 競技エリア

競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施すること。

(3) 受付等

- ア 人と人が対面する場所は、ビニールカーテンやアクリルボードの設置、マスク及びフェイスシールドの着用など対策を講じる。
- イ 参加者が距離をおいて（できるだけ2m、最低1m）並べるように目印の設置を行うこと。

(4) 手洗い場所・トイレ

- ア 手洗い場所には石けん（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- イ トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、清潔に保つため、定期的な清掃、消毒作業を行うことが望ましい。

(5) 控室・更衣室等の諸室

- ア 広さにはゆとりを持たせ、密になることを避けること。
- イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ウ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、清潔に保つため、定期的な清掃、消毒作業を行うことが望ましい。

(6) 観客席

- ア 手指消毒を徹底し、マスクを着用させること
- イ 体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）のある観客の来場を断ることを通知すること。

ウ 各競技会場のガイドラインを踏まえ、隣席の観客との距離（できるだけ2 m、最低1 m）を空けること。

エ 競技会場来場時の体温測定で、37.5℃以上の発熱があった場合は、入場を断ること。

(7) 物販・おもてなし・食事販売ブース

ア 販売員や提供者は、マスク・手袋（運営に支障がある場合は除く）を着用する。

イ 出展場所には、ビニールカーテンやアクリルボードを設置するなど、可能な限り感染予防策を講じる。

ウ 複数の人の手に触れるものについては、こまめに消毒を行う。

7 宿泊

- ・ 宿泊については、可能な限り一人部屋となるよう考慮し、困難な場合は、一部屋当たりの収容人員を可能な限り少なくするなど感染対策が講じられるよう工夫すること。
- ・ 宿舎に対しては、ホテル業、宿泊施設に係る業種別ガイドラインに基づいた感染防止対策を講じるよう徹底すること。

8 監督会議、式典（開会式、競技会開始式、表彰式等）

(1) 監督会議

監督会議を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保等の感染防止対策を講じること。

(2) 式典（開会式、競技会開始式、表彰式等）

ア 開会式は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮等の完成防止対策を講じること。

イ 各競技の開始式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮等の感染防止対策を講じること。

ウ 各競技の表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮等の感染防止対策を講じること。

9 体調不良者発生時の対応

(1) 入場時、受付時での体調不良者発生時の対応について

受付時において、発熱（37.5℃以上）、体調管理アプリ又は体調管理チェックシートの「健康状態」欄の調査項目に1つでも「あり」に該当した者（以下「感染疑い者」という。）については、競技会運営責任者に報告の上、帰宅又は帰宿を要請し、岩手県の新型コロナウイルス感染症受診・相談センター等に相談又はかかりつけ医・最寄りの医療機関を受診するよう伝えること。

新型コロナウイルス感染症受診・相談センター連絡先(24時間対応 土日祝含む) 電話番号 019-651-3175 FAX 番号 019-626-0837

(2) 入場後、競技会期間中の体調不良者発生時の対応について

ア 参加者（チーム）において、体調不良者が確認された場合は、競技会運営責任者に報告を行うこと。

イ 競技会運営責任者は、状況を大会実施本部に報告し、緊急性も含め、救護所の医師らの指示に従うこと。

ウ 救護所の医師等の診察の結果、新型コロナウイルス感染が疑われる場合は、速やかに医療機関や保健所に連絡をとりその指示に従い、適切に対応すること。

(3) 症状等があり帰宅（帰宿）を要請する際の対象者への案内

ア 体調管理アプリ又は体調管理チェックシートに挙げられた項目の症状が4日以上続く場合は、必ず最寄りの保健所、岩手県の新型コロナウイルス感染症電話相談窓口等に相談又はかかりつけ医・最寄りの診療所等に報告・相談すること。

症状が続かなくても、強い症状だと思う場合も同様に、最寄りの保健所、岩手県の新型コロナウイルス感染症電話相談窓口等に相談又はかかりつけ医・最寄りの診療所等に報告・相談すること。

イ 新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者等）がある者は、最寄りの保健所、岩手県の新型コロナウイルス感染症電話相談窓口等に相談又はかかりつけ医・最寄りの診療所等に報告・相談すること。

ウ 競技会運営者は、感染疑い者が、かかりつけ医・最寄りの診療所での受診や帰宅等を行う際の交通手段の対応（手配者や手配内容等）について明確化すること。

エ 競技会運営者は、感染疑い者又は濃厚接触者のうち、他者との接触のない手段による帰宅が困難な者について、滞在先等の対応をあらかじめ検討し明確化すること。

(4) 感染（疑い）者等発生時の出場（来場）の取扱いに係る基本的な考え方

ア 感染者が発生した場合は、当該感染者が出場（来場）していた競技会の会場における実施競技・種目は全て中断すること。なお、当該感染者の行動歴の確認において、他の競技会の会場との往来が確認された場合は、往来のあった会場の実施競技・種目についても全て中断すること。ただし、感染者に関する保健所の調査等を受け、競技会運営責任者において競技会が再開可能と判断される場合（感染状況、施設の利用再開、日程、試合数等）は、再開することができる。

イ 感染疑い者が発生した場合の出場（来場）の取扱いについては、下記の表を基本的な考え方とすること。

<p>状況①</p>	<p>感染疑い者発生時の大会出場継続判断について (感染疑い者本人の取扱い)</p>
<p>具体的な 考え方</p>	<p>会場地入りの14日前の時点又はそれ以降に感染疑い症状が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則当該選手は参加を辞退する。または、競技会運営責任者は参加を取り消す。但し、次のA. およびB. の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。</p> <p>A. 感染疑い症状の発症後に少なくとも8日が経過している (8日が経過している:発症日を0日として8日間のこと)。</p> <p>B. 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも72時間が経過している。</p> <p>なお、上記A. B. を満たさない場合であっても、薬剤を服用していない状態で感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと(注1)(注2)を示す医師の診断書があれば、出場(来場)可能。大会実施本部への報告が必要。PCR検査等が推奨される。</p> <p>注1:「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」を示すため、PCR検査等が推奨される。</p> <p>注2:「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」には、新型コロナウイルス感染症以外の傷病も考えられる。</p>

状況②	感染疑い者の発生したチーム等の大会出場判断について (感染疑い者の周囲の者の取扱い)
具体的な 考え方	<p>原則、以下の対応とする。ただし、感染疑い者の行動歴等（競技・種目をまたがる接触の有無など）によっては、その限りではない。</p> <p>【個人競技】 感染疑い者に感染疑い症状のあった日（0日）を基準日として 当日～7日後の場合:当該感染疑い者の周囲の者が出場不可。大会実施本部への報告が必要。</p> <p>【団体競技】 感染疑い者に感染疑い症状のあった日（0日）を基準日として 当日～7日後の場合:当該チームの全員が出場不可。大会実施本部への報告が必要。</p>

(5) 感染者発生時の対応について

- ア 感染者は、チーム代表者を通じて競技会運営責任者に速やかに検査結果を報告し、保健所の指示により、医療機関への入院、宿泊療養施設への入所又は自宅療養等をする。
- イ 競技会運営責任者は、大会実施本部に速やかに検査結果を報告するとともに、保健所の指示により、消毒作業を行い、個人情報に十分配慮した上で、感染者の発生状況等を競技会参加者に周知する。
- ウ 宿泊施設で感染者が発生した場合、当該宿泊施設は、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第2版)」(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本ホテル連盟)に基づき、滞在客の感染疑い発生時の対応を実施する。

10 大会開催判断について

新型コロナウイルス感染症の感染状況が次の状況となった場合、大会開催可否について、主催者である公益財団法人日本スポーツ協会、岩手県及び公益財団法人岩手県体育協会において検討する。

なお、(1)～(3)について、7月31日時点の状況により、速やかに大会開催可否の判断を行い、以降は、必要に応じて大会開催可否の決定を行う。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が岩手県に発令された場合
- (2) 岩手県独自の緊急事態宣言等の発令又はイベント開催自粛要請がされた場合
- (3) 岩手県において医療提供体制が「岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に定める新たなレベル分類「レベル3」の判断基準の状況に達した場合
- (4) 競技会に参加している者及び競技運営に係る者に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生し、競技運営に支障をきたす、又はその可能性が想定される場合
- (5) その他新型コロナウイルス感染症に起因する事象により大会の開催が困難と想定される場合

11 その他

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況に応じて、随時改訂を行う。